

中国の科学技術成果転化促進法の改正

遠藤 誠¹

I はじめに

中国における人民元高、物価高、賃金上昇等を背景とする近時の中国経済の減速に伴い、中国政府は、「自主創新政策」、即ち、中国が外国から先進的な技術を導入するのではなく、自分達で新しい技術開発を創造しようという政策が採られるようになった。1996年10月1日に施行された「科学技術成果転化促進法」は、まさに「自主創新政策」に合致するものであるが、施行後19年も経過している古い法律であるため、中国経済社会の発展に伴い、実務上のニーズに適応させることは難しくなっていた。

2015年3月13日に中国共産党中央委員会及び國務院により発布された、「体制メカニズム改革を深化し、イノベーション駆動発展戦略の実施加速に関する若干意見」は、科学技術と経済との結び付き、イノベーション成果と産業との結び付き、イノベーションプロジェクトと現実的生産力との結び付き、研究人員のイノベーション労働とその利益収入との結び付きを強化し、科学技術の進歩による経済発展に対する貢献度を増大させ、大衆による創業、万人によるイノベーションの政策環境及び制度環境を構築すべきこと等を政策目標として規定している。

上記意見を受けて、全国人民代表大会常務委員会は、2015年8月29日、「科学技術成果転化促進法」の改正を採択し、2015年10月1日より改正法を施行することを決定した²。

そこで、本稿では、科学技術成果転化促進法の改正の主な内容を紹介するとともに、和訳を掲載することとする。

II 科学技術成果転化促進法の改正の主なポイント

改正の主なポイントは、以下のとおりである。

1 「イノベーション主導型発展戦略」、「市場規律の尊重」、「企業の主体的役割の發揮」の重視

今回の改正により、科学技術成果転化促進法の第3条には、「イノベーション主導型発展戦略」、「市場規律の尊重」、「企業の主体的役割の發揮」といった文言が付け加えられた。これらの文言はいずれも、改正前にはみられなかったものである。このことは、19年前の中の経済社会状況及び政府の政策と、現在の経済社会状況及び政府の政策との違いを、如実に反映しているものといえよう。

2 「科学技術成果」、「職務科学技術成果」の定義の明記

改正前の科学技術成果転化促進法の第2条には、「科学技術成果転化」の定義だけが規定

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所
(<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² https://www.gov.cn/xinwen/2015-08/30/content_2922111.htm

されていた。今回の改正後の第2条は、「科学技術成果転化」の他に、「科学技術成果」及び「職務科学技術成果」の定義を追加しました。即ち、「科学技術成果」とは、科学研究及び技術開発により生じた、実用価値を有する成果をいうと規定され、また、「職務科学技術成果」とは、研究開発機関、高等教育機関及び企業等の組織の業務上の任務を遂行して、又は主に上述組織の物質的技術的条件を利用して完成した科学技術成果をいうと規定された。これにより、少しでも科学技術成果転化促進法の運用及び解釈の予測可能性が高まることが期待される。

3 科学技術成果が最初に中国国内で実施されることの奨励

改正後の第6条は、「国は、科学技術成果が最初に中国国内で実施されることを奨励する。中国の組織又は個人が国外の組織、個人に対し科学技術成果を譲渡又は実施許諾する場合、関連の法律、行政法規及び国の関連規定を遵守しなければならない。」と規定している。改正前には、当該規定は無かった。

第6条前段の文言は、あくまで「奨励」と規定されているに過ぎず、法的に強制される効果は無いと考えられる。よって、中国で生じた科学技術成果につき、中国ではなく、外国で実施することは、第6条前段には違反せず、原則として可能であると考えられる。但し、第6条後段にあるように、他の法律及び行政法規の規定に注意する必要がある。第6条後段の規定は漠然としており、具体的にどの法律及び行政法規のどの規定を遵守しなければならないのかは不明確である。一つ例を挙げると、特許法第20条第1項の規定が関連すると思われる。即ち、特許法第20条第1項は、「いかなる単位又は個人も、中国において完成された発明又は実用新案を外国で特許出願する場合は、事前に国務院特許行政部門の行う秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手続、期間等は国務院の規定に従い執行する。」と規定している。特許法第20条第1項は、「最初に中国国内で実施されること」を要求するものではないが、その根本的な思想には、科学技術成果転化促進法第6条と共通するものがあるようと思われる。

なお、科学技術成果転化促進法の第7条が、「国は、国家安全、国家利益及び重大な社会公共利益の必要性から、法により関連科学技術成果の実施を組織し又は他人に実施許諾することができる。」と規定していることにもご留意いただきたい。

4 標準制定業務の強化

近時、中国では、「標準」の重要性が高まっている。

とくに最近は、「標準必須特許」に関する紛争事例が続出している。例えば、華為技術有限公司（ファーウェイ）と米国のInterDigital Technology Corporation, Inc. (IDC) の訴訟や、米国のクアルコムに対し独禁法違反を理由に行政処罰が下された事件等が挙げられる。

今回改正された科学技術成果転化促進法の第14条第1項は、「国は、標準制定業務を強化し、新技術、新工程、新材料、新製品に対して法により国家标准、業界標準を速やかに制定し、国際標準の制定に積極的に参加し、先進的で適正な技術の普及と応用を推進する。」と規定している。改正前には、当該規定は無かった。中国政府が最近は「標準」を重要視していることの表れといえよう。

5 財政的援助の重視

改正後の科学技術成果転化促進法のかなり多くの部分において、国が、科学技術成果転化促進のための政策を「奨励」することが規定されている。その中でも、財政的援助に関する規定はかなり多いといえる。科学技術成果転化促進を円滑に進めるためには、財政的援助が

非常に重要であるという判断に基づくものと思われる。

改正前の科学技術成果転化促進法においても、「国の金融機関は貸付信用の面において科学技術成果転化に援助を与え、次第に科学技術成果転化に対する貸付を増加させなければならない。」(第 23 条) という規定が置かれていた。これに対し、改正後の科学技術成果転化促進法では、①銀行による業務サービス革新(第 35 条)、②保険会社による新たな保険商品の開発(第 36 条)、③株式及び債券の発行等の直接融資方式を通じた資金調達(第 37 条)、④ベンチャー投資機関による創業期の科学技術型中小企業への投資(第 38 条)について、より具体的な規定を置いた。このように、財政的援助や資金調達について具体的に規定している改正後の科学技術成果転化促進法は、改正前よりも、中国の経済社会の現状に即した現実的な内容になっているといえる。

6 政府機関による援助及び管理監督

科学技術成果転化促進法は、国及び地方の政府機関による援助及び管理監督を積極的に行うことにより、科学技術成果の転化を促進していくとしている。この点に関する条文は科学技術成果転化促進法の中に数多くみられるが、今回の改正で追加された条文としては、例えば、以下のものがある。

第 20 条は、関連行政部門が、科学技術成果転化の促進に有益な業績考查評価体制を構築すべきとしている。そして、科学技術成果転化の業績が突出している組織及び人員に対しては、科学研究資金の援助を増大させるべきことを規定している。

第 21 条は、国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、その主管部門に科学技術成果転化状況の年度報告を提出し、その取得した科学技術成果の数量、転化実施状況及び関連収入分配状況を説明しなければならないとしている。

第 46 条は、国が設立した研究開発機関、高等教育機関が、科学技術成果転化状況の年度報告を提出しなかった場合、その主管部門は、是正を命じること等を規定している。

このように、中国の科学技術成果転化促進法は、イノベーション活動を企業や組織の自由に任せのではなく、政府機関自らも積極的に関わり、「アメ」と「ムチ」を使い分けることによって、科学技術成果転化の促進という目的を達成しようとしている。

7 職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対するインセンティブの重視

改正後の科学技術成果転化促進法の最も注目される特徴は、「職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対するインセンティブの重視」という点である。改正前からこの特徴はみられたが、今回の改正により、一層、この特徴が強くなったといえる。

改正後の科学技術成果転化促進法の第 44 条によると、職務科学技術成果転化の後、科学技術成果を完成した組織により、当該科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して奨励及び報酬を給付しなければならない。但し、奨励及び報酬の方式、金額及び期間については、当該組織の規定を制定し、又は当該組織と人員の間で契約を締結して、定めておくことができる。組織が規定を制定するにあたっては、当該組織の科学技術人員の意見を十分に聴取し、且つ当該組織において関連規定を公開しなければならない。

また、第 45 条によると、科学技術成果を完成した組織が、奨励及び報酬の方式と金額について、当該組織の規定を制定しておらず、且つ科学技術人員との契約も締結していない場合、下表に掲げる基準に従い、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に奨励及び報酬を給付しなければならない。

(1) 当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、譲渡の純収入又は許諾の純収入の 50%以上

又は他人に実施許諾した場合	
(2) 当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合	持分又は出資の 50%以上
(3) 当該職務科学技術成果を自ら実施し、又は他人と協力して実施した場合	転化実施により操業に成功した後、連続して 3 乃至 5 年、毎年、当該科学技術成果の実施による営業利益から 5%以上

上表の（1）の譲渡の純収入の「50%以上」という基準は、改正前の「20%以上」という基準から大幅に引き上げられたものである。上表の（2）については、改正前は具体的な基準は規定されていなかった。上表の（3）については、改正前から変更はない。

「改正後の科学技術成果転化促進法の第 44 条及び第 45 条」（以下「科学技術成果転化促進法関連規定」という）の規定は、「特許法第 16 条及び特許法実施細則第 76 条乃至第 78 条」（以下「特許法関連規定」という）と似ているように見えるが、いくつかの違いがある。第一に、特許法関連規定は、特許のみを対象としているが、科学技術成果転化促進法関連規定は、特許だけでなく、植物新品種、集積回路配置設計、ソフトウェア著作権、技術秘密等をも対象としている。第二に、特許法関連規定は、特許の付与に関する奨励について規定しているが、科学技術成果転化促進法関連規定は、これについては規定していない。この点で、科学技術成果転化促進法に規定された「奨励及び報酬」という場合の「奨励」が何を意味しているのか、「奨励」と「報酬」はどう違うのかは不明である。第三に、特許法関連規定では、自己実施の場合の報酬は、発明及び実用新案は営業利益の 2%以上、意匠は営業利益の 0.2%、実施許諾の場合の報酬は、使用料の 10%以上とされている。これに対し、科学技術成果転化促進法関連規定では、自己実施の場合の報酬は、営業利益の 5%以上、実施許諾の場合の報酬は、許諾の純収入の 50%以上とされている。このように、科学技術成果転化促進法関連規定の方が、特許法関連規定よりも、基準がかなり高くなっている。第四に、科学技術成果転化促進法関連規定には、他人に譲渡した場合の報酬が規定されているが、特許法関連規定には、何故か、規定が無い。この他にもいろいろと違いがある。

改正後の科学技術成果転化促進法の施行により、「カネ」の力で本当にイノベーションが促進されるのかは、必ずしも明らかではない。もしかすると、現在の中国では、「カネ」がイノベーションの大きなインセンティブになることも多いといえるかもしれないが、かえって「カネ」をめぐる紛争を誘発し、企業に混乱をもたらす結果に終わるのではないかと懸念される。

III おわりに

前述したとおり、科学技術成果転化促進法は、1996 年に採択、施行された古い法律であった。同法の施行後 19 年の時を経て、やっと 2015 年改正が実現した。

改正後の科学技術成果転化促進法において、最も注目される大きな問題は、やはり、第 45 条であろう。即ち、科学技術成果を完成した単位が、奨励及び報酬の方式及び金額について規定を制定せず、且つ科学技術人員と約定していない場合、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をなした人員に対し、譲渡の純収入の「50%以上」の奨励及び報酬を給付するという規定は、改正前の「20%以上」という基準から大幅に引き上げたものである。この重大な変更は、日本企業の中国子会社に対し、大きなインパクトを与える可能性があると思われる。なぜなら、日本企業は、「開発委託契約」等に基づき、中国子会社から、技術成果の譲渡を受けることが非常に多く行われているからである。従来から指摘されているとおり、

中国子会社において、奨励及び報酬の方式及び金額について社内規定（職務発明規程）を制定するか、又は従業員と個別の契約を締結するか、いずれかの方策をとっておく必要性が極めて高くなっているといえよう。

最後に、改正後の「科学技術成果転化促進法」の全文和訳を掲載するので、参考にしていただければ幸いである。

科学技術成果転化促進法（和訳）

（1996年5月15日第8回全国人民代表大会常務委員会第19回会議で採択。
2015年8月29日第12回全国人民代表大会常務委員会第16回会議で「中華人民共和国
科学技術成果転化促進法の改正に関する決定」により改正）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 実施の組織
- 第三章 保障措置
- 第四章 技術権益
- 第五章 法律責任
- 第六章 附則

第1章 総則

第1条 科学技術成果を現実の生産力に転化させることを促進し、科学技術成果転化の促進活動を規範化し、科学技術進歩を加速し、経済建設及び社会発展を推進するために、本法を制定する。

第2条 本法にいう科学技術成果とは、科学研究及び技術開発により生じた、実用価値を有する成果をいう。職務科学技術成果とは、研究開発機関、高等教育機関及び企業等の組織の業務上の任務を遂行して、又は主に上述組織の物質的技術的条件を利用して完成した科学技術成果をいう。

本法にいう科学技術成果転化とは、生産力レベルを高めるために科学技術成果に対して行う継続試験、開発、応用、普及が直接に新技術、新工程、新材料、新製品を形成し、新産業を発展させる等の活動をいう。

第3条 科学技術成果転化活動は、イノベーション主導型発展戦略の実施の加速に有益で、科学技術と経済の結合を促進し、経済的便益、社会的便益の向上及び環境保護、合理的な資源利用に有益で、経済建設、社会発展及び国家安全保護の促進に有益なものでなければならない。

科学技術成果転化活動は、市場規律を尊重し、企業の主体的役割を發揮させ、自由意思、互恵、公平、誠実信用の原則に従い、法律法規の規定及び契約の約定により、利益を享受し、リスクを負担するものでなければならない。科学技術成果転化における知的財産権は法律の保護を受ける。

科学技術成果転化活動は、法律法規を遵守し、国家利益を保護しなければならず、社会公共の利益及び他人の合法的権益を損なってはならない。

第4条 国は、科学技術成果転化に対する財政資金投入を合理的に手配し、社会資金投入を導き、科学技術成果転化への資金投入の多元化を促進する。

第5条 国務院及び地方の各級人民政府は、科学技術、財政、投資、税収、人材、産業、金融、政府調達、軍民融合等の政策の連動を強化して、科学技術成果転化のために良好な環境を創造しなければならない。

地方の各級人民政府は、本法の規定する原則に基づき、当地の実態に合わせて、科学技術成果転化を促進する措置をさらに有益に採用することができる。

第6条 国は、科学技術成果が最初に中国国内で実施されることを奨励する。中国の組織又は個人が国外の組織、個人に対し科学技術成果を譲渡又は実施許諾する場合、関連の法律、行政法規及び国の関連規定を遵守しなければならない。

第7条 国は、国家安全、国家利益及び重大な社会公共利益の必要性から、法により関連科学技術成果の実施を組織し又は他人に実施許諾することができる。

第8条 国務院科学技術行政部門、経済総合管理部門及びその他の関係行政部門は、国務院の規定する職責に照らして、科学技術成果転化業務を管理、指導、調整する。

地方の各級人民政府は、当地の行政区域内の科学技術成果転化業務の管理、指導及び調整に責任を負う。

第2章 実施の組織

第9条 国務院及び地方の各級人民政府は、科学技術成果転化を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、関連科学技術成果転化の実施を組織し調整しなければならない。

第10条 財政資金を利用して応用系科学技術プロジェクト及びその他関連科学技術プロジェクトを設立する場合、関係行政部門、管理機関は、科学技術の組織管理方式を改善及び完備しなければならず、関連科学技術企画、計画を制定し、プロジェクトのガイドラインを編成するときは、関連業界、企業から意見聴取しなければならない。応用系科学技術プロジェクトの実施を組織するときは、プロジェクト担当者の科学技術成果転化の義務を明確にし、知的財産権管理を強化し、且つ科学技術成果転化及び知的財産権の創出・運用を起案及び検収の重要な内容及び根拠としなければならない。

第11条 国は、科学技術報告制度及び科学技術成果情報システムを構築、完備し、科学技術プロジェクトの実施状況及び科学技術成果と関連知的財産権情報を社会に向けて公開し、科学技術成果情報の照会、選別等の公益サービスを提供する。関連情報の公開にあたり、国家秘密及び営業秘密を漏洩してはならない。公開しない情報に対しては、関係部門が関連科学技術プロジェクト担当者に速やかに告知しなければならない。

財政資金を利用し設立された科学技術プロジェクトの担当者は、規定に従って速やかに関連科学技術報告を提出し、且つ科学技術成果及び関連知的財産権情報を科学技術成果情報システムに総括して提出しなければならない。

国は、財政以外の資金を利用し設立された科学技術プロジェクトの担当者が、関連科学技

術報告を提出し、科学技術成果及び関連知的財産権情報を科学技術成果情報システムに総括して提出することを奨励する。県级以上の人民政府の関連業務に責任を負う部門は、当該提出に便宜を図らなければならない。

第 12 条 以下に掲げる科学技術成果転化プロジェクトに対し、国は政府調達、研究開発資金援助、産業技術指導目録の発布、模範普及等の方式で支持する。

- (1) 産業技術レベル、経済的便益を顕著に高めることができ、又は社会経済の健全な発展を促進する新産業を形成できるもの
- (2) 国家安全能力及び公共安全レベルを顕著に高めることができるもの
- (3) 合理的に資源を開発及び利用し、エネルギーを節約し、消費を削減し、並びに環境汚染を防止し、生態系を保護し、気候変動への対応及び防災減災の能力を高めるもの
- (4) 民衆の生活の改善及び公共の健康レベルの向上につながるもの
- (5) 現代農業又は農村経済の発展を促進できるもの
- (6) 民族地域、辺境地域、貧困地域の社会経済の発展を加速できるもの

第 13 条 国は、政策措置の制定を通じて、先進的な技術、工程及び設備の採用、絶え間ない改善、立ち後れた技術、工程及び設備の使用制限又は淘汰を提唱及び奨励する。

第 14 条 国は、標準制定業務を強化し、新技術、新工程、新材料、新製品に対して法により国家標準、業界標準を速やかに制定し、国際標準の制定に積極的に参加し、先進的で適正な技術の普及と応用を推進する。

国は、有効な軍民の科学技術成果の相互転化体系を構築し、国防の科学技術を協同で創造する体制機構を完備する。軍需品の科学研究、生産は、法により先進的で適正な民用標準を優先採用しなければならず、軍用・民用技術の相互移転、転化を推進する。

第 15 条 各級人民政府が重点科学技術成果転化プロジェクトの実施を組織する場合、関係部門は、公開入札の方式を採用し転化を実施することができる。関係部門は、入札募集時に確定した資金助成又はその他の条件を落札者に提供しなければならない。

第 16 条 科学技術成果の保有者は、以下に掲げる方式により科学技術成果を転化することができる。

- (1) 自ら投資して転化を実施する。
- (2) 他人に当該科学技術成果を譲渡する。
- (3) 他人に当該科学技術成果の使用を許諾する。
- (4) 当該科学技術成果をもって合作条件とし、他人と共同して転化を実施する。
- (5) 当該科学技術成果をもって評価出資し、株式又は出資に按分換価する。
- (6) その他協議して決定した方式

第 17 条 国は、研究開発機関、高等教育機関が、譲渡、許諾又は評価出資等の方式により、企業又はその他の組織に対し科学技術成果を譲渡することを奨励する。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、科学技術成果転化の管理、組織及び調整を強化し、科学技術成果転化チーム設置を促進し、科学技術成果転化プロセスを最適化し、当該機関が技術譲渡業務に責任を負う機関を通じて又は独立の科学技術成果転化サービス機関に委託して技術譲渡を行わなければならない。

第 18 条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、その保有する科学技術成果に対して、譲渡、許諾又は評価出資を自主的に決定することができるが、合意を通じて価格を確定し、技術取引市場で公示取引、競売等の方式により価格を確定しなければならない。合意を通じて価格を確定する場合、当該機関において科学技術成果の名称及び取引予定価格を公示しなければならない。

第 19 条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関が取得した職務科学技術成果は、完成者及び参加者が職務科学技術成果の権利帰属を変更しない前提の下、当該機関との合意に基づき当該科学技術成果の転化を行うことができ、且つ合意で定める権益を享有する。当該組織は上述科学技術成果の転化活動に対し支持を与えるなければならない。

科学技術成果の完成者又は研究責任者は、職務科学技術成果の転化を妨害してはならず、職務科学技術成果及び技術資料とデータを占有して組織の合法的権益を侵害してはならない。

第 20 条 研究開発機関、高等教育機関の主管部門及び財政、科学技術等の関連行政部門は、科学技術成果転化の促進に有益な業績考查評価体制を構築し、科学技術成果転化の状況を関連組織及び人員に対する評価、科学研究資金の援助の重要な内容及び根拠の一つとし、且つ科学技術成果転化の業績が突出している関連組織及び人員に対し科学研究資金の援助を増大させなければならない。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、科学技術成果転化業務の特徴に符合した職階査定、職位管理及び考課評価制度を構築し、収入を分配しインセンティブを約束する仕組みを完備しなければならない。

第 21 条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、その主管部門に科学技術成果転化状況の年度報告を提出し、当該組織が法により取得した科学技術成果の数量、転化実施状況及び関連収入分配状況を説明しなければならない。当該主管部門は、規定に照らし、科学技術成果転化状況の年度報告を財政、科学技術等の関連行政部門に報告送付しなければならない。

第 22 条 企業は、新技術、新工程、新材料を採用し、また、新製品を生産するために、自ら情報を発表し又は科学技術仲介サービス機関に委託して、必要な科学技術成果を募集し又は科学技術成果転化の協力者を招聘することができる。

県级以上の地方各級人民政府の科学技術行政部門及びその他の関係部門は、職責分担に基づき、企業が必要な科学技術成果を取得することに帮助及び援助を提供しなければならない。

第 23 条 企業は法により、独立して又は国内外の企業、事業組織及びその他の協力者と連合して、科学技術成果転化を実施する権利を有する。

企業は公平競争を通じて、独立して又はその他の組織と連合して、政府の組織する科学研開発及び科学技術成果転化プロジェクトの実施を担当することができる。

第 24 条 財政資金を利用して設立され、市場での応用の見通しがあり、産業目標が明確な科学技術プロジェクトに対し、政府の関係部門、管理機関は、研究開発の方向性の選択、ブ

プロジェクト実施及び成果応用における企業の主導的な役割を發揮させ、企業、研究開発機関、高等教育機関及びその他の組織の共同実施を奨励しなければならない。

第 25 条 国は、研究開発機関、高等教育機関が企業と結び付いて、科学技術成果転化を連合して実施することを奨励する。

研究開発機関、高等教育機関は、政府関係部門又は企業の科学技術成果転化実施の入札募集・入札活動に参加することができる。

第 26 条 国は、企業が研究開発機関、高等教育機関及びその他の組織と連合して研究開発プラットフォーム、技術移転機関又は技術イノベーションコンソーシアム等を構築する产学研の協力方式を採用して、研究開発、成果応用と普及、標準の研究と制定等の活動を共同で展開することを奨励する。

各協力者は、合意を締結し、協力の組織形態、任務分掌、資金投入、知的財産権帰属、権益分配、リスク分担及び違約責任等の事項を法により約定しなければならない。

第 27 条 国は、研究開発機関、高等教育機関が企業及びその他の組織が科学技術人員の交流を開拓し、専門業務の特徴、業界分野の技術発展の必要性に基づいて、企業及びその他の組織の科学技術人員を招聘して授業及び科学研究業務を兼任従事させ、当該組織の科学技術人員が企業及びその他の組織で科学技術成果の転化活動に従事するのを援助することを奨励する。

第 28 条 国は、企業が研究開発機関、高等教育機関、職業教育機関及び訓練機関と連合して学生の実習実践訓練基地及び大学院生の科学研究実践業務機関を設立し、共同で専門技術人材及び高い技能の人材を養成することを支持する。

第 29 条 国は農業科学研究機構、農業実験模範組織が独立して又はその他の組織と協力して農業科学技術成果転化を実施することを奨励する。

第 30 条 国は、技術市場を育成及び発展させ、技術取引に取引場所、情報プラットフォーム及び情報の検索、加工と分析、評価、運営等のサービスを提供するため、科学技術仲介サービス機関の創設を奨励する。

科学技術仲介サービス機関のサービス提供にあたっては、公正、客観性の原則を順守しなければならず、虚偽の情報及び証明を提供してはならない。サービスの過程で知った国家秘密及び当事者の営業秘密について守秘義務を負う。

第 31 条 国は、産業及び地域の発展の必要性に基づき、科学技術成果転化に技術集積、共通技術の研究開発、中間試験と工業的試験、科学技術成果の系統化と工程化開発、技術普及と模範等のサービスを提供するため、公共研究開発プラットフォームの構築を支持する。

第 32 条 国は、創業期の科学技術型中小企業にインキュベーション場所、創業指導、研究開発及び管理のコンサルティング等のサービスを提供するため、科学技術企業インキュベーション、大学科学技術園等の科学技術企業インキュベーション機関の発展を支持する。

第 3 章 保障措置

第 33 条 科学技術成果転化の財政経費は、主に、科学技術成果転化の促進ファンド、貸付金利息助成、補助資金とリスク投資及びその他の科学技術成果転化を促進する資金用途に用いられる。

第 34 条 国は、税収に関する法律、行政法規の規定に照らし、科学技術成果転化活動に対し税収優遇を実施する。

第 35 条 国は、科学技術成果転化に金融援助を提供するため、銀行業金融機関が組織形態、管理体制、金融商品及びサービス等の面で革新を行うことを奨励し、知的財産権の質権担保貸付、持分の質権担保貸付等の貸付業務を行うことを奨励する。

国は、政策的金融機関が科学技術成果転化に対する金融援助を強化する措置を採用することを奨励する。

第 36 条 国は、科学技術成果転化に保険サービスを提供するため、保険機関が科学技術成果転化の特徴に符合する保険種類を開発することを奨励する。

第 37 条 国は、多層化した資本市場を完備し、企業が持分取引、法による株式及び債券の発行等の直接融資方式を通じて、科学技術成果転化プロジェクトの融資を行うことを支持する。

第 38 条 国は、ベンチャー投資機関の科学技術成果転化プロジェクトへの投資を奨励する。

国が設立した創業投資促進ファンドは、ベンチャー投資機関が創業期の科学技術型中小企業に投資することを誘導及び援助しなければならない。

第 39 条 国は、科学技術成果転化基金又はリスク基金の設立を奨励する。当該資金の出所は国、地方、企業、事業組織及びその他の組織又は個人の提供により、高額投資、高リスク、高産出の科学技術成果転化を支持し、重要な科学技術成果の産業化を加速する。

科学技術成果転化基金及びリスク基金の設立及び資金運用は、国の関連規定に基づき執行する。

第 4 章 技術権益

第 40 条 科学技術成果を完成した組織は、その他の組織と協力して科学技術成果転化を行う場合、法により契約で当該科学技術成果の関連権益の帰属を約定しなければならない。契約を約定しなかったときは、以下に掲げる原則に従い処理する。

- (1) 協力による転化において新しい発明創造が無い場合、当該科学技術成果の権益は当該科学技術成果を完成した組織に帰属する。
- (2) 協力による転化において新しい発明創造が生じた場合、当該新発明創造の権益は各協力者の共有となる。
- (3) 協力による転化において生じた科学技術成果は、各当事者全てが当該科学技術成果を実施する権利を有する。当該科学技術成果の譲渡は、各協力者の同意を経なければならない。

第 41 条 科学技術成果を完成した組織は、その他の組織と協力して科学技術成果転化を行う場合、各協力者が技術秘密の保持につき合意に達しなければならない。当事者が合意に違反し又は権利者の技術秘密保持に関する要求に違反して、他人に当該技術を披露し、使用許諾してはならない。

第 42 条 企業、事業組織は、技術秘密保持制度を構築完備し、当該組織の技術秘密を保護しなければならない。従業員は当該組織の技術秘密保持制度を遵守しなければならない。

企業・事業組織は、科学技術成果転化に参加する関連人員と、在職期間中又は離職、退官、退職後の一定期間内に当該組織の技術秘密保持の合意を締結することができる。関連人員は、合意約定に違反し、当該組織の技術秘密を漏洩し及び原組織と同一の科学技術成果転化活動をしてはならない。

従業員は、職務科学技術成果を無断で譲渡し又は変則的に譲渡してはならない。

第 43 条 国が設立し研究開発機関、高等教育機関が科学技術成果転化により取得する収入の全部は、当該機関に属する。職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をなした人員に対して奨励及び報酬を給付した後、主に科学技術の研究開発及び成果転化等の関連業務に利用する。

第 44 条 職務科学技術成果転化の後、科学技術成果を完成した組織により、当該科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して奨励及び報酬を給付する。

科学技術成果を完成した組織は、奨励及び報酬の方式、金額及び期間について、規定し又は科学技術人員と約定することができる。組織は関連規定を制定するとき、当該組織の科学技術人員の意見を十分に聴取し、且つ当該組織において関連規定を公開しなければならない。

第 45 条 科学技術成果を完成した組織が、奨励及び報酬の方式と金額について、規定しておらず、また科学技術人員との約定もしていない場合には、以下に掲げる基準に従い、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に奨励及び報酬を給付する。

(1) 当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、他人に実施許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡の純収入又は許諾の純収入から 50%以上の割合で取り出す。

(2) 当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合、当該科学技術成果から形成された持分又は出資比率から 50%以上の割合で取り出す。

(3) 当該職務科学技術成果を自ら実施し、又は他人と協力して実施した場合、転化実施において操業に成功した後、連續して 3 乃至 5 年、毎年、当該科学技術成果の実施による営業利益から 5%以上の割合で取り出す。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関が、奨励及び報酬の方式及び金額について、規定し又は科学技術人員と約定する場合、前項第 1 号乃至第 3 号の規定する基準に符合しなければならない。

国有企业、事業組織が本法の規定に従い職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に給付する奨励及び報酬の支出は、当年の当該組織の給与総額に計上するが、当年の当該組織の給与総額の制限を受けず、当該組織の給与総額の基数には算入しない。

第 5 章 法律責任

第 46 条 財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者が、本法の規定に照らして科学技術報告の提出、科学技術成果及び関連知的財産権情報の総括提出を行わなかった場合、プロジェクト実施を組織する政府の関係部門、管理機関は、是正を命じる。情状が重大な場合、通達をもって批評を行い、一定期間内において、財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当を禁止する。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関が、本法の規定に従って科学技術成果転化状況の年度報告を提出しなかった場合、その主管部門は、是正を命じる。情状が重大な場合、通達をもって批評を行う。

第 47 条 本法の規定に違反し、科学技術成果転化活動において虚偽の行為を弄し、詐欺の手段を探り、奨励及び荣誉称号を騙し取り、金銭・財産を詐取し、不法に利益を貪った場合、政府の関係部門により管理の職責に基づいて是正を命じ、当該奨励及び荣誉称号を取り消し、違法所得を没収し、且つ過料を課する。他人に経済損失を被らせた場合、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 48 条 科学技術サービス機関及びその従業員が本法の規定に違反して、故意に虚偽の情報、実験結果又は評価意見等を提供して当事者を騙し、又は一方当事者と通謀して他方当事者を騙した場合、政府の関係部門により管理の職責に基づいて是正を命じ、違法所得を没収し、且つ過料を課する。情状が重大な場合、工商行政管理部門が法により営業許可証を取り上げる。他人に経済的損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

科学技術仲介サービス機関及びその従業員が、本法の規定に違反して、国家秘密又は当事者の営業秘密を漏洩した場合、関連の法律、行政法規の規定に照らして、相応の法的責任を負う。

第 49 条 科学技術行政部門及びその他の関係部門とその職員が、科学技術成果転化において職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を貪り汚職を行った場合、任免機関又は監察機関は、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任のある人員に対し、法により処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 50 条 本法の規定に違反し、示唆、窃取、利益誘導、脅迫等の手段により他人の科学技術成果を侵害・占有し、他人の合法的権益を侵害した場合、法により民事賠償責任を負い、過料を課することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 51 条 本法の規定に違反して、従業員が所属組織の許可を得ずに当該組織の技術秘密を漏洩し、又は職務科学技術成果を無断で譲渡し、変則的に譲渡した場合、科学技術成果転化に参加した関連人員が当該組織との合意に違反して、離職、退官、退職の後の約定した期間内に、原組織と同一の科学技術成果転化活動を行い、当該組織に経済的損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 附則

第 52 条 本法は 1996 年 10 月 1 日から施行する。

※ 初出：『中国知的財産法制最新情報』（日本機械輸出組合、2015年、原題は「全国人民代表大会常務委員会による『科学技術成果転化促進法』の改正」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。